シェフラーの貸借對照表論

飯野利夫

一

ドイツでは、貸借對照表價値（die Bilanzwerte）、正確には、一八六一年制定の普通ドイツ商法（das Allgemeine Deutsche Handelsgesetzbuch）第三十一條第一項にいわゆる「その（財産目錄および貸借對照表——筆者註）作成の時において、それら（すべての財産および債權——筆者註）に附すべき價値」（die Werte, welcher ihnen zur Zeit der Aufnehme beizulegen ist）の內容は、巨大な設備をもつ企業、とくに、鐵道業の出現によつて、再吟味を餘儀なくされた。

事情はかうである。この問題についてはすでに、ドイツ帝國高等商事裁判所は、一八七三年一二月三日の判決において、一應の解釋をあきらかにして來た。すなはちそれによれば、「貸借對照表をして、實際の財産狀態の客觀的眞實性（die objektive Wahrheit）に適合せしめるため、恣意や主觀的判斷の介入しない現在の客觀價値（die gegenwärtige objektive Werte）、すなはち、それから得らるべき價値（zu dem sich hieraus ergebenden Werte）」であるといふのである。そして、これが當時の法曹家達の間では、支配的な考へ方であつた。ところが普佛戰爭の後に

ドイツの經濟社會をおそつたインフレーションを契機として、その判決の必ずしも合理的ではないことが徐々に認識されるやうになつて來た。といふのは、判決によつて示された評價基準によつて貸借對照表を作ると、貸借對照表の上には、事實とはちがつて、法外な利益が表示されるやうになるからである。そこで鐵道會社のうちでは、法律家とは別個の解釋にしたがつて、設備等の設備財產については、原價數値を評價基準として貸借對照表を作成するものが次第に多くなつて來た。法律家はこのやうな鐵道會社の貸借對照表を法律違反だといひ、プロシャの衆議院では、インフレーション時に法律家の主張に迎合して貸借對照表を作成した會社を詐欺であるとまでいひはつた。(1) ここにおいて、いはゆる財產評價の問題は、從來よりもまして、法廷內にもちこまれる機會が多くなり、しかもそこでの訴訟當事者や辯護士ならびに裁判所側の意見のくひちがいがようやく表面化して來た。(2)

シェフラーの貸借對照表に關する論文はこのやうな狀況のもとにかかれたのである。(3) 彼はもともと、ブラウンシュヴィク（Braunschweig）のさる鐵道會社の從業員として、法曹家達の價値解釋の不合理なことを身をもつて體驗した一人である。したがつて、彼の論說もまた、彼のあとにつづくいくつかの學說とおなじやうに、貴重にして生々しくも痛々しい事實認識の所產であるといはなければならない。

（1）Schmalenbach, E., *Dynamische Bilanz*, 7. *Aufl.*, Leipzig 1937, S. 65.

（2）Walb, E., Zur Dogmengeschichte der Bilanz von 1861—1919, in *Festschrift für Eugen Schmalenbach*, Leipzig 1933, SS. 7—8.

（3）シェフラー（Hermann Scheffler）の論文名ならびに掲載誌は次のとほりである。

Scheffler, H., Über Bilanzen, in *Vierteljahrschrift für Volkswirtschaft, Politik und Kulturgeschichte*, Bund. 62,

Berlin 1879, SS. 1—49.

また彼の學說を紹介批判したものはあまり多くはないが、例へば次のようなものがある。

Walb, E., *a. a. O.* SS. 7—17.

Kovero, I., *Die Bewertung der Vermögensgegenstände in den Jahresbilanzen der privaten Unternehmungen*, Berlin 1912, SS. 73—4.

Passow, R., *Die Bilanzen der privaten und öffentlichen Unternehmungen I, 3.Aufl.*, Leipzig und Berlin 1918, SS. 94—6.

Münch, P., *Die Bilanztheorie Rudolf Fischers. Ein Beitrag zur Geschichte der Bilanztheorien*, Leipzig 1940, S. 16 und SS. 29—30.

二

彼は第三十一條が價値について、具體的な內容を規定してゐないことは賢明であり、これは立法上の思慮にもとづくものと解してゐる。[1] といふのは、おなじ財產であつても、それを考慮する立場により (nach dem Gesichtpunkt, unter dem man den Gegenstand betrachte)、ちがつた價値をもち、また異つた狀況の下では(unter verschiedenen Umständen)、かならずしもおなじ價値をもたないからである。ここに「それを考慮する立場」といひ、「異つた狀況」といふ、それは具體的には、後にのべるやうに、財產の所有目的に關連して考へられてゐるもののやうである。したがつて、樣々な所有目的を豫想して、そのそれぞれについての具體的な評價基準や價値の內容を法律によつ

て規定することは不可能にちかく、またかりに可能であつたとしても、規定をいたずらに詳細・煩雑にするだけで、のぞましいことではないといふのである。

このやうな財産の所有目的を強調する當然の結果として、次のやうな命題がなりたつ。すなはち、價値の決定にあたつては、財産の目的が根本的な決定要素であり、したがつて、ここで問題になるのは、主として使用價値（Gebrauchswert）である。(2)

しかもいふところの使用價値は、彼によれば、いろいろの要素から成立つてはゐるが、それらは、二つのグループに分類・整理することが出來る。いはく、客觀的要素（objektvie Faktoren）、いはく、主觀的要素（subjektive Faktoren）これである。ここに客觀的要素とは、財産そのものに對する關係および利用者の外部にあるすべての事物に對する關係に依存するものをいひ、これに對して主觀的要素とは、財産と利用者との關係、もしくは利用者の利害關係（Interessen des Benutzers）に依存するものをいふ。そしてこれら二つの要素からなる使用價値は、貸借對照表の場合には、「與へられた條件の下で、使用者の手における使用價値」（Gebrauchswert in der Hand des Gebrauchers unter den gegebenen Umständen）、または、そのものが「所有者に對する」（für den Besitzer）使用價値といふことになる。(3)

それではこのやうな具體的な内容をあたへられた使用價値は一體どのやうにして測定されるのであらうか。「所有者に對する」使用價値は、客觀的要素と主觀的要素との組合せによつて、ほとんど無數といつていいほどに考へることが出來る。それら無數の價値について、誤謬と錯覺を防ぐための基準は一體何であるかを彼は自問する。これにつ

いて彼は次のやうにいふ。貸借對照表との關連において必要なのは、絶對的價値や絶體的に正當な價値（der absoluter oder die absolut richtiger Wert）ではなくて、「實際價値」（der faktisch Wert）と稱せられてゐるものだけであるといふ。[4]

それではここにいふところの「實際價値」とは何であり、またどうして彼はこのやうな結論を導き出したのであらうか。彼によれば、財産はそれが他人に利害關係を及ぼす場合は別として、それ以外の場合には、「實際に」（faktisch）そのものに對して支拂つただけの價値をもつことになる。といふのは、あるものを購入する場合に、一定額の貨幣を支拂ふのは、そのものに對して、それだけの價値をみとめたからである。したがつてここに實際價値とは、具體的には、實際の支出額をもつてあらはされる。ところが他人に利害關係をもつ財産については、それへの支拂額、すなはち彼のいふところの實際價値をただちに正當なものとしてみとめることは出來ない。といふのは、それはあくまでも所有者との關係の上に立つてゐるもので、それへの支拂額は第三者にとつては何等の關係をもち得ないからである。

ここにおいて價値決定の觀點から、財産を二つのグループに分類しなければならなくなつてくる。一つは價値決定にあたつて所有者（der Eigentümer）だけに繼續的に關係のあるものであり、いま一つは、繼續的たると一時的たるとをとはず、他のもの（andere）にも關係をもつものである。[5]

それでは、それぞれのグループに屬する財産には、具體的には、どのやうなものがあり、またそのそれぞれの評價にあたつて、どのやうな基準を用ひるのであらうか。

第一のグループに屬するものとは、機械裝置、その他の不動産、備品、補助機械など、企業目的達成のための手段

として存在し、その目的を達するためには、繼續的に所有してゐなければならないものをいひ、これに對して、ある事情の下では、企業の全財産から分離して、販賣可能もしくは販賣さるべき性質のものが第二のグループに屬する。前者については、費用價格（Kostenpreis）が問題になり得るだけであり、しかもそれは、本質的には、購入價格（Kaufspreis）、すなはち、取得價格（Anschaffungspreis）または製作價格（Herstellungspreis）に一致する。といふのは、すでにのべたやうに、購入によつて、購入者もしくは現在の所有者が、そのものが彼にとつて實際に價値のあることを確認するからであり、しかもこの種財産は、その性質上、他人の利害とは無關係であるので、價格決定上、それらの要素は全く介入しないからである。これに對して、後者については、事情はいささか異る。といふのは、そのやうな財産については、その性質上、價値の決定にあたつては、第三者の要求が當然に介入し、それは具體的には、それへの支拂額とは無關係に、その賣却價格もしくは販賣價格（Veräußerungs- oder Verkaufspreis）がその評價基準となる。(7)

これが彼シェフラーの貸借對照表價値論の概略である。

(1) Scheffler, H., a. a. O. S. 2.

(2) Scheffler, H., a. a. O. S. 21.

(3) Scheffler, H., a. a. O. SS. 21—2.

(4) Scheffler, H., a. a. O. S. 23.

(5) Scheffler, H., a. a. O. S. 24.

(6) Scheffler. H., a. a. O. SS. 24—5.

三

彼のこのやうな貸借對照表價値論は、今日の會計理論から見れば、さほどとるにたらぬ、いつてみれば、會計學常識以前のものであるかも知れない。しかし、これを獨立した一個の學說としてではなしに、ドイツ貸借對照表學說發展史の一環を形成するものとしてみる場合には、その評價はおのずから異つてくる。

彼は、從來ともすれば、暗默のうちに、法律的觀點からとかれてゐた貸借對照表論をその桎梏から解放し、法律もしくは法律家からの貸借對照表論の奪還を試みた。彼は、終始一貫、このやうな立場に立つて、彼の論文をかきつづつたといつても、あへて過言ではあるまい。

このことは彼が法律における評價規定のあり方に關連して、「原則を作るものも、破壞するものも世界である。」(1)といつてゐるこのみじかい言葉のなかに、もつとも端的に表現されてゐる。このことを當面の問題である、評價原則についていへば、それは現實の會計社會のなかに、おのずから作りあげられて現實に行はれてゐるものにほかならず、そのやうな會計慣習にしたがつて評價せよといふのである。したがつてそれは、內容的には、ドイツ株式法にいはゆる「正規の簿記および貸借對照表作成の原則」(Gurundsätze Ordnungsmässiger Buchführung und Bilanzierung)の考へ方に一致する。ここでは法律といふ外部規制は全く問題とはなり得ない。それどころか、法律的な要請を、眞正面から會計實務のなかに、强制的に、もりこまんとする態度のごときは、會計實務の健全にして自由なる發展を阻

害するものとして、このやうな從來の行き方に、斷乎、反對するのである。そのかぎりでは、從來の第三十一條第一項にはいはゆる「價値」の解釋へ接近について、法律家的見解や考へ方（Juristenansicht und Juristenmeinung）が支配的であり、法律家的價値（Juristenwerte）だけが强調されて、他のものが全くかへりみられなかつたのにくらべると、正に對蹠的である。

このやうに從來のほとんどすべてのものが、法律的貸借對照表（Juristische Bilanz）をその認識對象とし、法律的理念にしたがつて、それから歸納的に評價原則を作りあげたのに對して、彼は商人的貸借對照表（Kaufmännische Bilanz）を問題にし、そこから、現實に行はれてゐる評價基準を演釋・抽出したものとみるべきであらう。そのかぎりでは、從來の、いつて見れば、規範的な評價原則もしくは貸借對照表論の展開方法に對して、彼は存在論的な立場にたつものといふことが出來るであらう。そしてこのやうな立場は、後にいたつて、ジモンやフイッシヤーによつてうけつがれる。そしてこれこそ、彼の貸借對照表論におけるもつとも基本的な特色であり、彼の學說の功罪はすべて、この點に發し、この點に歸着するのである。

（1）Shefler, H., a. a. O. S. 2.

三

彼の貸借對照表價値論について、いろいろの批判が行はれてゐる。たとへば、具體的な評價基準としての費用價格または購入價格と、賣却價格もしくは販賣價格とを、使用價値といふ上位概念で表現することが果して適當か否かと

いふ、用語についてのいはば形式的な問題がある。そしてそれはまた、賣却價格は如何にして使用價値の下位概念、もしくはその具體的な發現形態たり得るかといふ實質的な問題にも關連をもつ。

すでにのべたやうに、彼はまず財産は使用價値によつて評價すべきことを主張し、そしてそれは、貸借對照表にとつては、具體的には、「所有者に對する價値」としての實際價値であるといふ。ところが財産によつては實際の支拂額、すなはち彼のいふところの實際價値とは無關係なものがあり、それは賣却價格もしくは販賣價格によらなければならないと彼はいふ。とすれば、そのものへの實際の支拂額とは無關係な、賣却價値による評價のごときは、使用價値を正しく反映するものといふことは出來ない。したがつて、財産の評價は使用價値によるべきことをとくことと、その具體的な發現形態の一つとして賣却價格を考へることは矛盾することになる。これ、あるものが、彼の使用價値といふ概念を評して、きはめて曖昧・不明瞭であるといひ、[1]また彼獨特の用法で普遍性に乏しいといふ所以であらう。[2]

それにしても彼がこのやうな曖昧・不明瞭といはれ、彼獨特の用法であると評せられるやうな概念をあへて用ひるやうになつたのは一體何故であらうか。

まへにものべたやうに、彼の基本的な態度は、當時の法曹家達の價値に關する見解に對して、みずからすすんで、光榮ある反逆を試みるといふことであつた。彼等にとつては、財産は債權者に對する債務辨濟のための、物的うらづけ以外の何ものでもない。したがつて、そこでは、財産の種類や形態は勿論、その所有目的もほとんどかへりみられることなく、ただ、それが債務辨濟のために役立ちうるか否か、役立ちうるとすれば、その程度だけが彼等の財産に對する關心のすべてであつた。そのかぎりでは、財産の特質はすべて捨象されて、財産はすべて、同一視されてゐた

といつても、あへて過言ではあるまい。したがつてこのやうな立場は、あまりにも債權者的なものといはざるを得ない。しかしこのやうな思考が突如としてあらはれて、それが蔓延したのではない。といふのは、それは、一六七三年の商業條例（Ordonnance de Commerce）以來、法律學者が一貫してとつて來た態度であり、彼等はそのときまで、反省も批判も行はないで、ほとんど盲信に近いまでに墨守して來たにすぎないからである。

ところがシェフラーのいわゆる「價値決定にあたつて所有者だけに關係のある」財産についても、法律家の豫定する方法で評價するとすれば、經驗に反して過大の利益が計算されるなど、その他數多くの不合理を生じ、このことは、この種財産を相當多量にもつ企業が次第に增大するにおよんで、やうやく表面化して來た。ここにおいて彼は、それら財産について費用價格といふ、法律家の豫期しなかつたやうな評價基準を用ひんとした。しかもそれは具體的には、實際の支拂額であり、かくて實際價値こそが所有者がそれに對してみとめた使用價値といふことになる。といふよりは、彼の眞の意圖はむしろこれとは全く逆で、この種財産について一部ではあるが、會計慣習として行はれてゐる費用價格、すなはち購入價格を基準とする評價に關する會計實務をこのやうな論理によつて、理論づけやうとしたものと見るべきであらう。したがつてここでは、彼のいはゆる「他のものにも關係をもつ」財産は、直接の問題ではない。といふのは、この種財産について、法曹家達の主張する評價基準によつたとしてもさほどの不合理はみとめられず、しかもそれがほとんどそのままの形で會計實務のなかにとり入れられてゐたからである。ところがこのやうな、當面の問題からすれば、夾雜物か附屬物としか考へられないものをもふくめて、價値一般もしくは貸借對照表價値について、劃一的にして、統一的な解釋をくだすことによつて、貸借對照表價値論に論理的にも一貫性をもたしめん

としたところに、彼の使用價値の內容が、曖昧とも、不明確ともなつたもつとも大きな理田があるのではあるまいか。

勿論、彼とてもこのことについて、何等の考慮をはらはなかつたわけではない。といふよりはむしろ、彼の價値論は終始このことを念頭におきながら、展開されてゐるといつてもあえて過言ではあるまい。といふのは、使用價値の影響要素の一つとして、客觀的要素をあげ、「利用者の外部にあるすべての事物に對する關係」を强調したのは、畢竟、使用價値は、かならずしも、現在の利用者との關係だけによるものではないこと、具體的には、そのものを買受けることによつて、將來、その利用者となり得るものとの關係をもそのなかにふくむとしてゐるのも、あるひはまた、販賣と關連をもつ財產について、所有者のみならず、「他のものにも關係をもつ」（傍點筆者）ことをとくに明示してゐるのも、暗に賣却價値もしくは販賣價格もまた、使用價値の具體的形態の一つであるとの主張を見越してのことであるかも知れない。このやうな現實に存在する二つの評價實務を統一的に說明せんとしたところに、事、志とはちがつて、彼が價値について、一見、牽强附會とさへ思はれるやうな、無理な概念構成をせざるを得なかつた基本的な理由があるのではあるまいか。

（1） Walb, E., *a. a. O.* S. 14.

（2） Walb, E., *a. a. O.* S. 18.

五

このやうに彼の用ひた述語はかならずしも適當ではなく、概念構成もまた、論理的であるといふことは出來ない。

しかしこのやうな缺點にもかかはらず、彼の功績もまた忘れてはならない。といふのは、從來の、財產をすべて同一視しての客觀價値による劃一的評價に對して、彼は、財產の利用者もしくは所有者に對する特殊な關係のうちに、主觀的なものをみとめ、その相違によつて財產を分類し、そのそれぞれについて、異つた評價基準を用ひる個別的評價を行はんとしたからである。從來の劃一的評價に對して個別的評價を、また客觀價値說に對して主觀價値說をはじめて提唱したのである。もつともこのやうな個別的評價に對して反對するものもないではない。例へばシュミットのすべてのものについて再調達價格による評價の主張などは、その優たるものであらう。しかし彼の所論は、第一次世界大戰後にドイツをおそつた破局的インフレーションから企業を救濟するための、いはば會計政策(Bilanzpolitik)的意味を多分にそのなかにふくむ、規範的會計理論とでも稱すべきものであり、したがつて、眞實なるものを存在するものなかに見出さんとするシェフラーの立場とは、あたかも彼と法律家達の場合とおなじやうに、いつてみれば、相交はることのない平行線上にくらいすする二つの學說とでも稱すべきであらう。

このやうな一部の例外はあるにしても、今日、會計學の上では、多くの場合、個別評價がとかれ、財產は、評價基準の異るものごとに分類されてゐる。たとへば、シュマーレンバッハが設備財(Anlagegegenstände)と取引財產(Umsatzgegenstände)とを區別し、またアメリカ會計學では、固定資產(fixed assets)と棚卸資產(inventories)とが相互に區別されてゐるのは、財產評價にあたつて、一は減價償却といふ特別の會計上の慣習により、他はそれとはちがつた、たとへば低價主義を評價の基準として用ひるからにほかならない。

シェフラーの個別評價の理論は、このやうに今日の會計理論にも大きな影響を與へてゐる。しかし彼の場合には、

まへにものべたやうに、結論をいそぐのあまり、財産の分類とそのそれぞれに對する價値基準の理論的な說明、そしてそのやうな個別的な評價基準と、それを綜合する上位概念としての使用價値そのものがかならずしも明確ではなかつた。これら一連の問題をより明確にしたのがジモンにほかならない。もつとも、このことは、彼ジモンがこのやうなことをみずから意識してゐたといふのではない。彼がそれを意識してゐたか否かは、彼の著書からはうかがひ知ることは出來ない。といふのは、奇妙にも、彼はその著書では、シェフラーについてはただの一言もふれてゐないからである。したがつて、彼の學說についてのこのやうな評價は、ドイツ貸借對照表學說史の流れのなかに彼の學說をおいた場合、このやうに考へられるといふまでのことである。

ジモンは物の價値を判斷による事柄（Meinungssache）とみ、[1] そこでは價値の評價主體と物の欲望充足の方法が問題となるといふ。[2] 彼は判斷の主體の觀點から、價値を個々人（einzelne Person）のみとめる特殊價値（besonderer Werte）と個人の集團（ein Vierheit von Personen）による一般價値（allgemeiner Werte）に分ける。また欲望充足の方法から、財産を賣却財産（Veräußerungsgegenstand）と使用財産（Gebrauchsgegenstand）との二つに分け、評價についてもそれぞれ、取引價値または換貨價値（Verkehrs -oder Realisationswerte）もしくは使用價値（Gebrauchswerte）と異つた價値を用ひなければならないといふ。しかも貸借對照表には、彼によれば、財産に關する特定人の價値判斷の結果が表示されることになり、したがつてここでは特殊取引價値と、特殊使用價値だけが問題になり得るにすぎないといふのである。[3]

このやうにシェフラーとジモンとでは價値論はその展開方法において、また述語の用法において必らずしもおなじ

ではない。といふのは、一は價値一般についてある種の名稱を附してゐるのに對して、他は價値の本質から筆をおこしてはゐるものの、それについては何等の名稱をもあたへず、ただその欲望充足目的との關連において、具體的な名稱を與へてゐるにすぎない。したがつて兩學說ともひとしく、使用價値といふ述語を用ひてゐるとはいふものの、兩者は全く異つた內容をもつことは注意しなければならない。しかしこのやうな相違にもかかはらず、それぞれの主張する財產評價の方法は、結果においては何等變るところはない。それは當然のことである。といふのは、彼等の所論はともに、現實に行はれてゐる評價實務に理論的根據をあたへるためにかかれたものである、しかも彼等の問題としてゐる會計慣習はともに、十九世紀第四・四半世紀以後のドイツ經濟社會におけるそれであつたからである。ジモンは、シェフラーのいはゆる「所有者だけに繼續的に關係のあるもの」および「繼續的たると一時的たるとをとはず、他のものにも關係をもつもの」について、それぞれ、使用財產または賣却財產といふ名稱を與へた。ただそれだけではない。すなはち、價値についての彼獨自の概念構成は、シェフラーのそれにくらべると、たしかに、より論理的、統一的であり、そのかぎりではきはめてすぐれたものではある。しかしそれも、結果的には、シェフラーと同一のことを主張してゐるのであつて見れば、シェフラーの所論を內容的に發展させたか否かは別として、それを整理したことになることだけは事實である。

(1) Simon, H. V., *Die Bilanzen der Aktiengesellschaften und der Kommanditgesellschaften auf Aktien* 4. *Aufl.* Berlin 1910, S. 293.

(2) Simon, H. V., *a. a. O.* S. 294.

(3) Simon, H. V., a. a. O. ss. 304—5.

六

當時の會計實務を起點として、そこから理論を展開してゐるシェフラーは貸借對照表目的について關說してゐないはずはない。といふのは、當時は貸借對照表目的についても、實務者と法律家との間には、相當意見の相違があつたからである。たとへば、シュマーレンバッハによれば、この時代の企業、とくに鐵道會社は、經營政策、とくに個々の線路の收益力批判、料金決定、配當政策、財務政策等々のための基準をうるために、正しい期間損益に關する數字を必要とするために、財產の計算よりはむしろ、損益の計算をより重要視した。[1] シェフラーが貸借對照表の目的に關連して、「貸借對照表の全技術的體系は、二つの金額の比較によつて、純益(Reinertrag)を計算する以外に何等他の目的をもたない」[2]といつてゐるのも、このやうな事實認識にもとづくもののやうである。この點でも、從來の法律もしくは法律家が、債務者の財政狀態についての概觀をうることを貸借對照表の目的とみなしてゐたことにくらべると、正に對蹠的である。あるものは、この點を指摘して、彼をもつて動態論の先驅者であるとしてゐる。[3]

このやうに彼は、純益は「二つの金額」の比較によつて得られるといふ。それは具體的には總財產と總負債をさす。このことは彼が「純益は總財產と總負債との差引殘高(das Ergebnis der Bilanzierung des Gesamtaktivums und des Gesamtpassivums)である」[4]としてゐることからあきらかである。この部分に關する彼の敍述は、ほかの場所とおなじく、きはめて不明瞭であり、しかもおどろくほど簡單である。したがつて、彼が貸借對照表の目的を損益の計

算であるといふ場合、いふところの損益計算の原理として、何を考へてゐるのかは、かならずしも明確ではない。しかしうへにかかげた彼の敍述と、彼が簿記機構のことについては全篇を通じて一言もふれてゐないといふ事實から推察するところ、一見、それぞれの時點において、帳簿數字とは一應無關係に、評價といふ、本來會計とは無關係な行爲によつて得られた財產額と負債額の差額、すなはち正味財產の增減にかかはらしめて、間接的に把握せんとしてゐるようにも思はれる。

しかし事情はかならずしも簡單ではない。彼はこの場合の計算要素の一つである財產の評價にあたつては、さきにのべた評價基準によるほか、とくにジモンのいはゆる使用財產に關連して、この種財產については、それら財產の價値は、景氣變動、價格變動、收益性の變化その他の經營外的な事情によつては變化しないととくにことはつてゐる。(5) このやうな考へ方の背後には本來販賣を目的としないこの種財產の評價にあたつて、そのことを計算に入れるとすれば、その結果得られる損益は、商人たちの要請に反して、そのままでは經營に役立ち得ないとして、それを顧慮外においてゐるのであらう。ただそれだけではない。當時とくにその理論づけに苦心したと思はれる減價償却について彼は「蓋然性の原理にしたがつて、豫想される損失の組織的、規則的な考慮」と定義づけてゐる。(6) このやうに彼は、ある種財產については、現實に發生した損益は財產評價にあたつては無視せよといひ、またある場合には、それとは反對に、いまだ發生してゐない將來の損失をもあらかじめ豫期して、その額だけ、財產の價値をきりさげよといふ。とすれば、そこによこたはるのは、いはゆる純財產增加說そのものではなくなる。いつてみれば、彼の敍述からも推測されるやうに、彼は、基本的には、純財產增加說をとりながら、それを部分的に修正・補正したとみることは出來な

いであらうか。これがあるひは當時の會計實務の現狀であつたのかも知れない。しかし、それにしても、彼のこのやうな理論づけは、貸借對照表目的については動態論にくみしながらも、他方では財產計算を重要視する靜態論的な色合をつよくにほはせてゐるといはなければならない。彼は財產を評價基準の相違によつて分類せんとするこのことのなかに、彼のこのやうな、いはば二元論的な態度がもつとも顯著にあがき出されてゐる。

しかし、彼のこのやうな態度とは別に、彼とおなじやうに貸借對照表目的については動態論をとなへ、貸借對照表の本質をも、そのやうな觀點から、統一的に說明せんとした人がある。ほかならぬフイッシャーである。彼は商人が損益の計算を目的として貸借對照表を作成してゐる事實および貸借對照表數値が簿記數値を基礎にしてゐる事實にもとづいて、動態論の見地から貸借對照表の本質を解明せんとする。彼によれば、收支計算と損益計算との間で期間的ずれのある項目をあつめたものが貸借對照表であり、したがつてそれは、簿記上の殘高勘定（Bilanzkonto）、ことに集合殘高勘定（Gesamtabschlusskonto）または決算殘高勘定（Abschlussbilanzkonto）にすぎないことになる。(7) かくてここでは財產といふ概念、したがつて、財產計算的思考がその基點とする評價といふ概念も行爲も問題にはなり得ない。しかもこのやうな立場からすれば、貸借對照表借方項目のうち、いはゆる金錢項目をのぞけば、それらは何れは費用となる。そこで一は損益計算の觀點から、他は流動性（Liquidität）の考慮から、費用平均（Kostenverteilung）または損費平均（Verlustverteilung）を行ひ、今期に割當てられなかつた費用を貸借對照表を通じて、次期に繰越すといふのである。シェフラーの場合には、單に事實についての敍述しか與へられなかつた減價償却も、彼にいたつてはじめて理論的性格をあたへられたといふべきであらう。

(1) Schmalenbach, E., *a. a. O.* S. 65.
(2) Scheffler, H., *a. a. O.* S. 4.
(3) Wulb, E., *a. a. O.* S. 8.
(4) Scheffler, H., *a. a. O.* S. 4.
(5) Scheffler, H., *a. a. O.* S. 25.
(6) Scheffler, H., *a. a. O.* S. 14.
(7) Fischer, R., *Die Bilanzwerte, was sie sind und was sie nicht sind, Teil 2*, Leipzig 1908, S. 300. ff.

七

シェフラーは貸借對照表目的については、從來の財產計算偏重の思考に反對して、損益計算目的をはじめて强調し、財產評價については、これまでの劃一的評價による客觀價値說に對して、個別評價による主觀價値說をはじめてとなへた。これら二つの石によつて、ともすれば安易に流れがちであつた貸借對照表學說論爭に一つの波紋をなげかけた。彼の學說の不完全なこともあつて、これを契機として、その論爭やそれについての研究は次第に活潑化し、醇化されて來た。そして彼の財產評價論は、結果的には、ジモンによつて整理され、動態論の觀點よりする貸借對照表の解明は、フイッシャーによつて一應の完成を見た。彼の學說がこれらの人々によつて醇化されるに至つたのは決して偶然ではない。といふのは、これら一連のひとびとは研究の上では何等直接のつながりをもたなかつたとはいへ、みな現實の會計實務の理論づけを企圖する、そのやうな意味では、いはば同一の陣營に屬する人達であつたからである。

しかしここに、會計理論の立場から、注意しなければならないことがある。それはほかでもない。シェフラーの學說が內容的には二つに分けられて、二人の學者によつて、それぞれ醇化されたといふ事實である。これは決して偶然のことではない。といふのは、動的貸借對照表觀と財產評價とは、理論的には、相矛盾する二つの會計思考の上にうちたてられてゐる概念だからである。したがつて、理論的には、動的觀をいだくものは財產評價を否定し、財產評價を强調するものは靜的貸借對照觀をいだかざるを得なくなる。かくて、このやうな相矛盾する二つのものを、一つの貸借對照表理論のなかに同居せしめてゐるといふ事實のごときは、會計理論の側面からすれば、正にシェフラーの演じた一大悲劇とでも稱すべきであらう。しかしこのやうな理論上の缺點にもかかはらず、彼がはじめて法律の桎梏から貸借對照表を解放したといふ事實、そして貸借對照表動態論をはじめてとなへ、財產評價についてはじめて個別評價を提唱したといふこと、さらに彼の學說上の非が、結果的には、ジモンやフイッシャーの補正するところとなり、彼等をして名をなさしめてゐるといふ事實はいささかも傷はれない。

かくて彼シェフラーもまたドイツ貸借對照表學說史上での忘れ得ぬ人々のうちの一人である。

（一九五三・八・八）